

平成26年10月31日

各都道府県市町村担当部局 御中

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

日本版シティマネージャー派遣制度の利用を希望する市町村について（照会）

今般、政府においては、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員、大学研究者及び民間人材（以下「派遣人材」という。）を、首長の補佐役（日本版シティマネージャー）として派遣し、地域に応じた「処方せんづくり」を支援することとしております。

つきましては、上記の観点から派遣人材の派遣を希望する市町村がある場合には、当該市町村と協議の上、下記により関係書類をご提出願います。

## 記

## 1. 対象団体

以下の①～③のすべてを満たす市町村を対象とする。

- ①市町村長が、地方創生について明確な考えを持ち、派遣人材を地域の変革に活用する意欲を持っていること
- ②市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実施する市町村であること
- ③原則人口5万人以下

## 2. 派遣する人材

- ①国家公務員  
又は
- ②大学及び民間シンクタンクにおいて地方創生に関する分野を専門とする者

## 3. 派遣人材の市町村での役割

## ①国家公務員

職名：副市町村長又は地方創生を担当する幹部職員（常勤一般職）

職務内容：地方創生に関し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定や施策の推進を担う。

## ②大学及び民間シンクタンクにおいて地方創生に関する分野を専門とする者

職名：副市町村長、地方創生を担当する幹部職員（常勤一般職）又は地方創生のアドバイスを行う職員（顧問、参与等の非常勤特別職）

職務内容：地方創生に関し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定や施策の推進を担う。

#### 4. 手続等

##### ① 提出書類等

別添様式に、市町村における人口動態、地方創生に関する施策の目標と基本的方向、派遣人材の職務などの必要事項を明記するとともに、当該市町村の組織図（図内に派遣を希望する職の位置付けが明記されているもの）など関連資料を3部添付してください。

##### ② 提出先・期限

- ・内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 新井、石橋宛てに、メール又は郵送により提出してください。
- ・提出期限 平成26年11月28日（金）必着

#### 5. 留意事項

##### ① 派遣期間

国家公務員は原則として2年間、大学及び民間シンクタンクにおいて地方創生に関する分野を専門とする者については、原則として1～2年間とします。

##### ② 派遣職員の身分等について

派遣職員は、当該市町村の職員の身分を有し、給料、報酬、各種手当等は当該市町村において負担することとなります。

##### ③ その他

大学及び民間シンクタンクにおいて地方創生に関する分野を専門とする者については、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に基づき、市町村が任期付職員として採用することが想定されますが、その場合は、当該市町村において同法に基づく条例の整備が必要となります。

(問い合わせ先)

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局  
新井参事官補佐、石橋主査

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

電 話 03-6257-1412

F A X 03-3581-8808

e-mail : [takanori.arai@cas.go.jp](mailto:takanori.arai@cas.go.jp)

[ryo.ishibashi@cas.go.jp](mailto:ryo.ishibashi@cas.go.jp)

## 別添様式

※記入にあたっては、地方創生に関連する資料(別紙)を参考とすること。

① 都道府県名	
② 市町村名	
③ 現在の人口 (平成26年1月1日現在の住民基本台帳に基づくもの)	
④ 市町村における人口動態  ※過去5年間の総人口の推移、出生・死亡による増減、転入・転出による増減などを分析して記載する。  ※人口動態の分析にかかるグラフや表などの資料を添付すること。	
⑤ 地方創生に関する施策の目標と基本的方向  ※これまでの人口減少克服・地方創生に関する取組、今後、どのような取組を行うのかを記載する。  ※必要に応じ、資料を添付すること。	
市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定時期の見通し	

⑥ どのような専門分野や能力を持った人材を 求めるか	
-------------------------------	--

⑦ 派遣人材に関する希望

第1希望

派遣を希望する人材 (希望するものに1つ○をつけること)	国家公務員	大学研究者	民間シンクタンク
職名 (希望するものに1つ○をつけること)	副市町村長	幹部職員	副市町村長
	(常勤一般職)	(非常勤特別職)	(非常勤特別職)
派遣を希望する期間			
職務の内容			
<p>※派遣職員が果たす役割のほか、派遣職員が担当する職務を具体的に記載すること。</p> <p>※組織図(図内に派遣職員の職名が明記されているもの)を添付すること。</p>			

第2希望

派遣を希望する人材 (希望するものに1つ○をつけること)	国家公務員	大学研究者	民間シンクタンク
職名 (希望するものに1つ○をつけること)	副市町村長	幹部職員	副市町村長
	(常勤一般職)	(非常勤特別職)	(非常勤特別職)
派遣を希望する期間			
職務の内容			
<p>※派遣職員が果たす役割のほか、派遣職員が担当する職務を具体的に記載すること。</p> <p>※組織図(図内に派遣職員の職名が明記されているもの)を添付すること。</p>			

その他希望事項

⑧ 市町村長

氏名	
電話番号(直通)	

⑨ 市町村担当部課長等 ※今後、当事務局との協議を担当される方を記入すること。

職名・氏名	
電話番号(直通)	
電子メールアドレス	

⑩ 都道府県担当課長

職名・氏名	
電話番号(直通)	
電子メールアドレス	

⑪ 都道府県担当者

職名・氏名	
電話番号(直通)	
電子メールアドレス	

# 日本版シティマネージャー派遣制度

内閣官房まち・ひと・しごと  
創生本部事務局

地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を、首長の補佐役（日本版シティマネージャー）として派遣し、地域に応じた「処方せんづくり」を支援する。

	派遣先市町村	派遣人材	
		国家公務員	大学研究者、民間シンクタンク
対象	以下の市町村を対象として募集する。 ア 市町村長が地方創生に関し、明確な考えを持ち、派遣される人材を地域の変革に活用する意欲を持っていること イ 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実施する市町村であること ウ 原則人口5万人以下	以下に該当する者を募集する。 ア 地方創生の取組に強い意欲を持っていること イ 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・実行のために十分な能力を有すること ウ 公務員の経験が原則5年以上15年未満であること (事務、技術、採用区分を問わない)	以下に該当する者を公募する。 ア 地方創生の取組に強い意欲を持っていること イ 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・実行のために十分な能力を有すること
派遣規模	100市町村規模 ※派遣先市町村と派遣人材のマッチングを行う	① 副市町村長、幹部職員（常勤一般職）（25人程度）	① 副市町村長、幹部職員（常勤一般職）（10人程度） ② 顧問、参与等（非常勤特別職）（65人程度）
役割	地方創生に関し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定や総合戦略の施策の推進を担う。		
派遣期間	① 副市町村長、幹部職員（常勤職）…原則2年間 ② 顧問、参与等（非常勤特別職）…原則1～2年間		
推進体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣市町村・派遣人材の募集、マッチング等の事務は、各府省の協力を得て内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において処理する。</li> <li>派遣前研修、派遣期間中における情報交換の場などバックアップ体制を構築する。</li> </ul>		
制度の期間	当面、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間を考慮し、5年間（平成27年度～31年度）の制度とする。		

# 全体スケジュール（イメージ）

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
創生本部 事務局	(10月31日) 制度の公表			↔ マッチング (派遣市町村、派遣 者の審査・調整)		(3月末) 派遣市 町村・派 遣人材 の公表	
市町村		↔ 派遣希望 の提出 (約1か月)	(12月上旬) 派遣希望 市町村の 公表  〔首長からの ヒアリング〕		↔ 派遣先 市町村 の内定	↔ 地方議会 人事案件 (特別職)	↔ 派遣
派遣人材			↔ 募集 (約1か月)  〔本人・府省 等からのヒ アリング〕		↔ 本人の 同意	↔ 事前研修	

各都道府県市町村担当部局 御中

平成 26 年 10 月 31 日  
内閣官房地域活性化統合事務局

### 地方創生コンシェルジュの募集について

今般、地方公共団体が、市町村まち・ひと・しごと総合戦略等の策定を含め地域の地方創生の取り組みを行うにあたり、国が相談窓口を設け積極的に支援するための体制として、国の職員等により「地方創生コンシェルジュ」の仕組みを構築することとしました。

つきましては、貴都道府県及び都道府県下の市町村が地方創生コンシェルジュの選任を希望する場合には、下記により別紙の様式にしたがってご記入の上、ご提出をお願いします。

#### 1. 制度の趣旨

- 関係府省庁において意欲のある人に手を挙げてもらい、その応募を受けて各府省庁が選任（原則補佐以上、出先機関等の職員を含む）。当該地域の出身者や出向経験者など地域への愛着や関心がある者とする（地方創生コンシェルジュ）。
- 地方公共団体が、市町村まち・ひと・しごと総合戦略等の策定を含め地域の地方創生の取り組みを行うにあたり、国が積極的に相談・支援を行う

※ 地域活性化プラットフォームで取組を進めている市町村等（モデルケース等）については、現在提出中の改正後の地域再生法に基づく地域再生計画の認定を早期に受けることが想定されており、当面はその相談・支援も行う。

#### 2. 応募主体

- 地方公共団体

#### 3. 募集する内容

- 地方創生コンシェルジュ選任の希望

#### 4. 応募に際しての必要書類

- 希望する場合は別紙様式にて提出

#### 5. 提出方法・提出期限

- 選任の希望がある場合、市町村については都道府県で取りまとめの上、都道府県

分も含め、下記の内閣官房地域活性化統合事務局の提出先 ([conciierge@cas.go.jp](mailto:conciierge@cas.go.jp)) にメールにて提出してください。

- 提出期限 平成 26 年 11 月 21 日（金）必着

## 6. 応募後の手続きとスケジュール

【11 月初旬】

- 関係府省庁において地方創生コンシェルジュの選任開始

【来年 1 月末】

- 地域活性化統合事務局・各府省庁の地方創生コンシェルジュの名簿公表

※ 必要に応じて、地方創生コンシェルジュ選任を希望する市町村等の追加募集等を実施

## 7. 問い合わせ先

- 内閣官房地域活性化統合事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 6、7 階

西森（電話 03-5510-2467）、徳増（電話 03-5510-2167）、

原沢（電話 03-5510-2167）、田中（電話 03-5510-2158）

メールアドレス : [conciierge@cas.go.jp](mailto:conciierge@cas.go.jp)



## 地方創生コンシェルジュ選任希望書

地方創生コンシェルジュの選任を希望します。	
要請団体	市町村名を記入
担当者 連絡先	担当者の所属 氏名／住所／電話番号／ファックス番号／メールアドレス
自由記入欄（地方創生の取組内容、地方創生コンシェルジュへの要請内容等）	
<p>地域における地方創生の取組内容について、①どのような取組か、②どの府省庁に相談したいか等、可能であれば具体的に記述する。</p> <p>例)・・・という地方創生の取組を計画しており、●●省、△△庁に・・・について相談したい。</p>	

## 地方創生コンシェルジュ制度

内閣官房  
地域活性化統合事務局

地方公共団体が、地方版総合戦略の策定を含め地域の地方創生の取り組みを行うにあたり、国が相談窓口を設け積極的に支援するための体制として、国の職員等による「地方創生コンシェルジュ」の仕組みを構築する。

	地方公共団体	地方創生コンシェルジュ
対象	支援を要望する市町村等を公募	① 関係府省庁において意欲のある人に手を挙げてもらい、その応募を受けて各府省庁が選任(原則補佐以上、出先機関等の職員を含む)。 ② 当該地域の出身者や出向経験者など地域への愛着や関心がある者とする。
位置づけ		① 担当コンシェルジュは、各府省庁の窓口として、相談を受けるものとする。 ② 各府省庁において、業務命令を行うことにより、職務としての位置づけを明確にする。
規模		① 各府省庁の地方創生への関連の度合いに応じ、必要人数を確保。
役割		① 地方公共団体が、地方版総合戦略の策定を含め地域の地方創生の取り組みを行うにあたり、国が積極的に相談・支援を行う
相談の手順		① 地方公共団体ごとの担当コンシェルジュの名簿に従い、全体についての相談を行う場合や、相談内容に応じた具体の担当府省庁がわからない場合は、内閣官房地域活性化統合事務局の地方創生コンシェルジュが全体の窓口となり対応。必要に応じて、関係府省庁の担当を紹介。 ② 具体の担当府省庁が明確な場合は、当該府省庁の地方創生コンシェルジュが対応。 ③ より専門的な知見が必要な場合は、各々の担当部局が協力対応。 ※地方公共団体は、必要に応じて、国等の専門家派遣制度(実務者、大学教員、コンサルタントなど)を活用(関係府省庁の協力を得て、地域活性化統合事務局が一元的な情報提供の仕組みを整備)。
推進体制		①各府省庁の協力を得て、とりまとめの実務及び全体の窓口は、内閣官房地域活性化統合事務局が行う。 ※必要に応じて、当該担当を支援できるよう、各府省庁において、体制整備を行う(出先機関等の活用を含む)。

## 全体スケジュール

	10月	11月	12月	1月
地域活性化 統合事務局	<div style="border: 1px solid blue; background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     (10月31日) 制度の公表・ 選任を希望す る市町村等を 公募                 </div>	<div style="border: 1px solid blue; background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     (11月初旬) 関係府省庁 に対して選定 を要請                 </div>		<div style="border: 1px solid blue; background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     (1月末) 名簿公表                 </div>
市町村等		<div style="border: 1px solid green; background-color: #00B050; color: white; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     選任の希望を提出 (3週間)                 </div>		
地方創生コン シェルジュ		<div style="border: 1px solid orange; background-color: #FFD700; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     関係府省庁において選任・内定                 </div>		<div style="border: 1px solid blue; background-color: #FFD700; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     事前研修                 </div>